◎新潟県告示第861号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年７月９日

新潟県新潟地域振興局長

１　解除に係る所在場所

新潟県新潟市西区五十嵐二の町9135の408

２　保安林として指定された目的

飛砂の防備

３　解除の理由

道路用地とするため